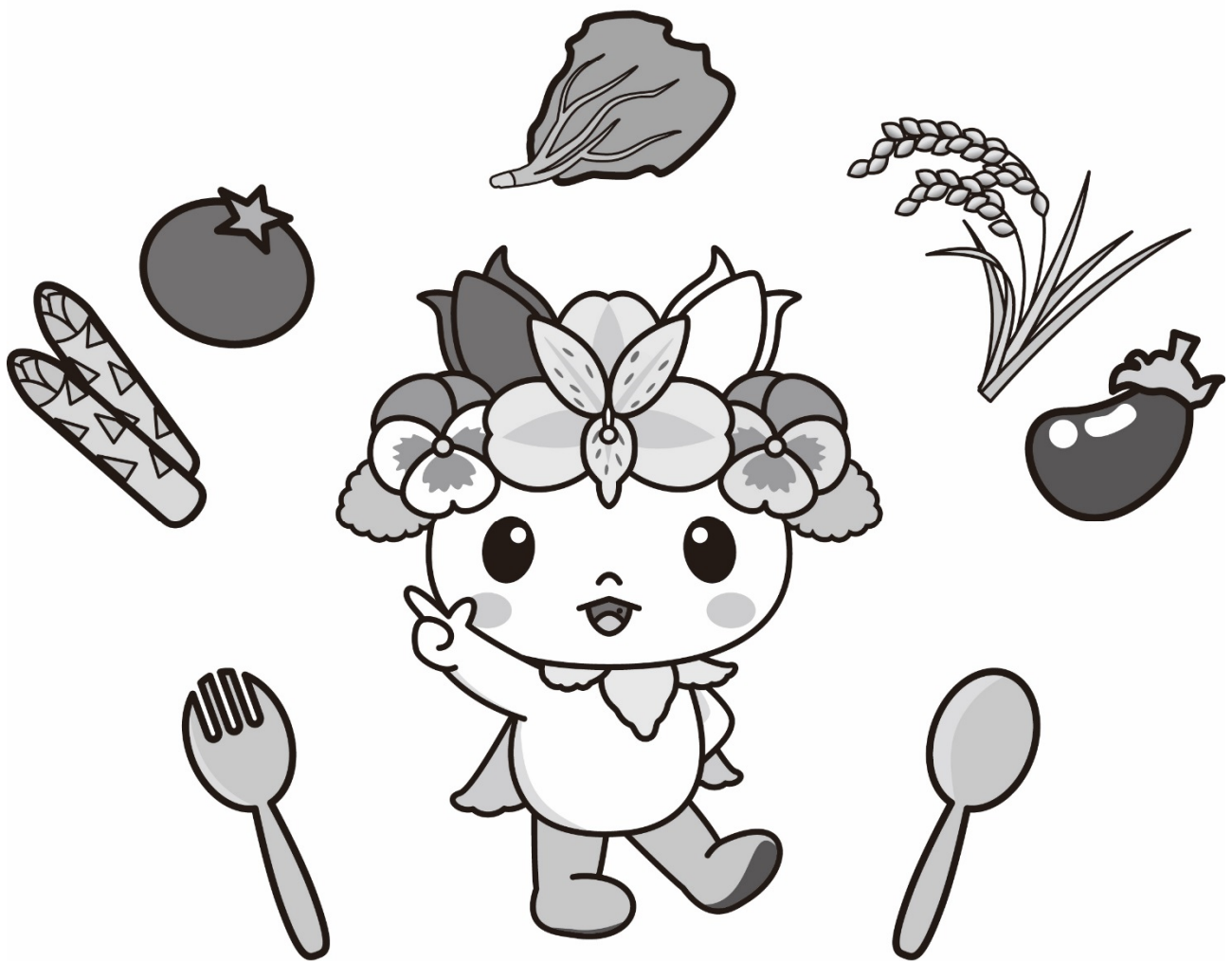


東神楽町 食育推進計画



東神楽町

令和4年3月改訂版

東神楽町食育計画の改訂について

東神楽町では、平成 26 年に食育の現状を認識し、子どもに身に付いた食習慣は大人になってからも大きな影響を与えることから、子どもたちに対する食の重要性を踏まえ、町民が健やかで豊かな食生活を送れるよう、食育を総合的、具体的に進めていくために「東神楽町食育推進計画」を策定し、平成 29 年に改訂しました。

この令和 3 年 4 月に北海道が第 4 次食育推進計画を策定したことを受け、本町の食育計画についても見直すことにしました。

この間、人口減少、少子高齢化が進み、食に関する国民の価値観や暮らしの在り方も多様化し、食の供給の面でも海外からの輸入にたよる傾向の増大、コロナウイルス感染症の拡大によるテレワークの導入、在宅時間の増加による食を見つめ直すことの重要性など、食をめぐる環境は大きく変化してきています。

そうしたことを受け、見直しにあたっては、関係機関との連携を十分に図るとともに、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本方針(H15 厚生労働省告示 195 号)や北海道や本町の健康増進計画の内容や地域の特性に応じた対応を図ることにしました。

とりわけ、改訂にあたっては、健康づくりのための食育の取組の推進の視点である

- 健康寿命の延伸につながる食育
- 多様な暮らしに対応した食育
- 災害時に備えた食育
- 多様な関係者の連携・協力の強化による取組
- 専門的知識を有する人材の養成・活用

を踏まえることとしています。

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	
2. 計画の位置づけ	
3. 計画の期間及び見直し	
4. 計画の推進体制	
第2章 東神楽町の現状と課題	4
1. 人口	
2. 地域特性	
3. 産業	
第3章 食育推進の目標と基本方針	5
1. 東神楽町が目指す食育	
2. 目標と実現するための基本方針	
3. 食育推進の目標値	
第4章 ライフステージに応じた食育の推進	7
第5章 食育推進のための役割と施策の展開	11
1. 家庭の役割と施策の展開	
2. 保育園や幼稚園の役割と施策の展開	
3. 学校の役割と施策の展開	
4. 生産者・食関連団体の役割と施策の展開	
5. 地域の役割と施策の展開	
6. 行政の役割と施策の展開	
第6章 進捗管理と評価	16
1. 進捗管理	
2. 評価	
資料 (計画策定の構成員、計画策定にかかわる検討課程、計画見直しの構成員、計画見直しにかかわる検討過程)	18

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

「食」は、生涯を通じて健康でいきいきと暮らすために欠かせない命の源であると同時に、おいしさや食事の楽しさから、心も豊かにしてくれるとても大切なものです。

生涯を通じて明るく充実した生活を送るためには、食事や運動など、健康的な生活習慣を身につけ、生活習慣病を予防することが重要です。なかでも、次世代を担う子どもたちの食生活は、心身の成長だけでなく、基本的な人格の形成にも大きな影響を及ぼします。しかし、近年では、子どもたちだけでなく親世代にも食生活の乱れが生じており、大人を含めた「生涯食育」が必要となってきました。

また、地域で生産される食べ物を地域で消費する「地産地消¹」を通じて、人・物・情報の交流により地域の経済循環を促すとともに、町民一人ひとりが食や食の関連産業について認識を深めることが必要です。

このため国は平成17年6月、食育を重要課題と位置づけ、国民的な運動として取り組むため、食育基本法を制定しました。また、北海道は平成17年12月、北海道食育推進行動計画を策定しました。

東神楽町においても食育の現状を認識し、子どもの頃に身についた食習慣は大人になってからも大きな影響を与えることから、子どもたちに対する食の重要性を踏まえ、町民の健康寿命の延伸につながる食育を進め、健やかで豊かな食生活を送れるよう、食育を総合的、具体的に進めていくために「東神楽町食育推進計画」を策定しました。

2. 計画の位置づけ

この計画は、食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画として位置づけ、本町の食育を総合的、具体的に推進するために策定するものです。

また、国の食育推進基本計画や北海道食育推進行動計画を踏まえたうえで、第8次東神楽町総合計画や東神楽町教育ビジョン2024並びに健康ひがしかぐら21との整合性を図るとともに、連携しながら食育の取り組みを推進します。

¹ 地産地消(ちさんちしょう)とは、地域で生産したものを地域で消費すること。

食育基本法

- ・「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進する。

食育推進基本計画

- ・健康寿命の延伸につながる食育を推進する。
- ・多様な暮らしに対応した食育を推進する。
- ・災害時に備えた食育を推進する。
- ・多様な関係者の連携・協力の強化による取組を推進する。
- ・専門的知識を有する人材の養成・活用を推進する。

北海道 食育推進行動計画

- ・ 持続可能な社会や環境をつくり、おいしく楽しく食べる食育の取組を推進する。

第8次 東神楽町総合計画

- ・ 次代を担う子どもたちの育成と地域文化の向上に向けた、特色ある教育・文化活動を推進する。

東神楽町 教育ビジョン2024

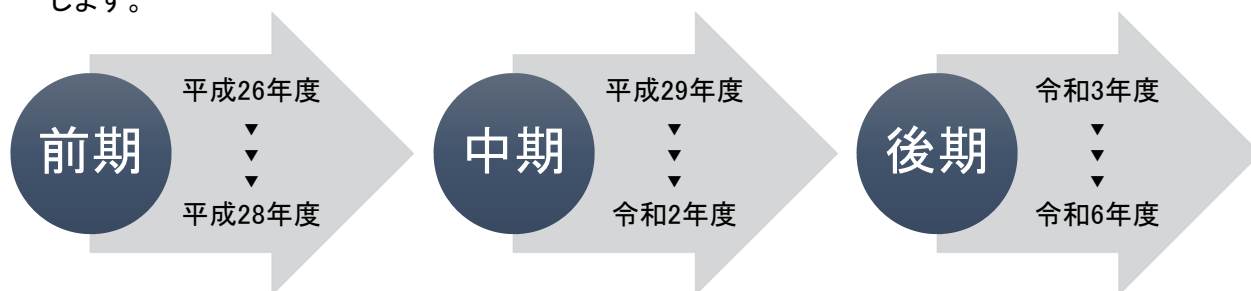
- ・ 体力の向上や食育・健康教育の推進等により健やかな体を育成する。

健康ひがしかぐら21

- ・ ライフサイクルに応じた生活習慣・社会環境の改善を推進する。

3. 計画の期間及び見直し

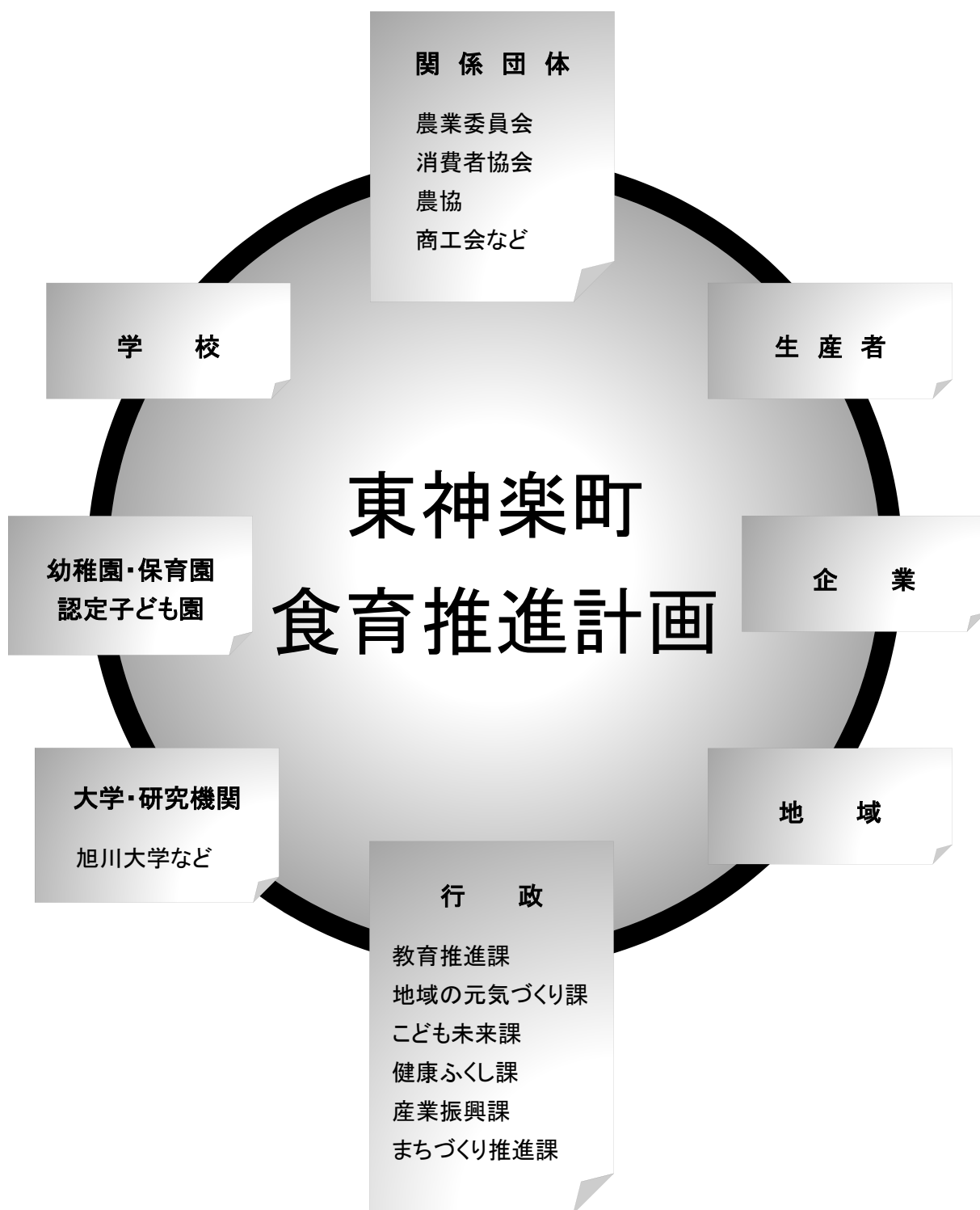
計画の期間は第8次総合計画との整合を考慮して、平成26年度から令和6年度までの11年間とします。



4. 計画の推進体制

東神楽町において食育を具体的に進めるためには、家庭・保育園・幼稚園・学校・地域・職域・関係団体の取り組みと連携し、全町的に推進する必要があります。

このため、町では関係各課が情報の共有、施策の調整などの連携を図るとともに、生産者や地域および関係団体と協働しながら、効果的な計画を策定していきます。



第2章 東神楽町の現状と課題

1. 人口

本町の人口は、昭和60年代は5,500人程度でしたが、平成に入り宅地造成に着手すると、平成12年には8,000人を突破、平成17年の国勢調査では9,194人となり、増加率13.1%で全道1位となりました。令和2年の国勢調査では10,127人となり、15歳未満の年少人口比率が15.2%と全道でトップとなっています。

これらの状況を受けて、今後、各年代層に向けた適切な「食」への啓発や理解への取り組みが求められています。

2. 地域特性

東神楽町は中核市の旭川市に隣接し、都市型の利便性を享受できる一方、美しくのどかな田園が一面に広がる、豊かな緑と澄んだ空気に包まれた自然あふれる町です。

また、総面積が道内では5番目に小さい町であり、町民と行政との距離が近く、連帯感が取りやすくなっています。

旭川市のベットタウンとしての人口増加と農村部での少子高齢化の両面を合わせもっており、町民が健康で安心して暮らせるまち、子どもを安心して生み育てられる町としての取り組みが求められています。

3. 産業

忠別川がもたらした肥沃な大地を生かした水稻やハウス野菜の生産を主体に、畑作・畜産などの農業の町として発展してきました。

多様な品目が栽培されており、かつ農産物を生かした加工特産品の開発も進められているほか、直売所による地産地消の取り組みも増えています。

また、豊かな住民生活には産業の振興は不可欠であり、立地条件等を生かし地域に密着した地場産業への支援・育成が求められています。

各年代層の現状と課題については、7ページに掲載する。

第3章 食育推進の目標と基本方針

1. 東神楽町が目指す食育

『食を通して、生涯にわたり健全な心や身体をつくる』

～食べ物は命の源であり、町民みんなが生涯にわたり一食一食を大切にする認識を持つ～

『食を通して、いろいろなつながりをつくる』

～米をはじめとした地元の農産物の恵みに感謝し、食についての興味や関心を持つ～

2 目標と実現するための基本方針

目 標	基 本 方 針
(1) 食べる楽しさつくる楽しさを学ぶ ① 食育の推進	食を楽しむ機会をつくる
	食の情報を正しく理解する知識を身につける(伝統的な和食とのふれあいを含む)
	専門的な知識を有する人材を活用するなどして作る(創る)ことで人のつながりを学ぶ
(2) 健康を考えた生活習慣を身に付ける ② 食育の推進	身体を支える食の大切さを知る
	身体に良い食べ方を知る
	健康につながる知識を学ぶ
(3) 地元のつながりを重視する ③ 食育の推進	地域住民や生産者との交流など多様な暮らしの人々との機会を増やす(災害時に備えた食育も含む)
	地場産品の直売などで地域や地元の恵みを知る

3. 食育推進の目標値

食育の推進状況を客観的な指標により把握するため、目標値を設定します。

指標		当町の割合 (25年度)	当町の割合 (28年度)	当町の割合 (令和2年度)	全国割合 (25年度)	全国割合 (28年度)	全国割合 (令和2年度)	目標値 (28年度まで)	目標値 (令和2年度まで)	目標値 (6年度まで)
朝食を欠食する児童生徒の割合 ² (全国学力・学習状況調査)	児童(小6)	3.7%	3.7%	0.0%	0.7%	4.4%	1.2%	2.0%	2.0%	2.0%
	生徒(中3)	2.9%	5.2%	2.8%	1.7%	6.6%	2.2%	1.5%	2.0%	2.0%
普段、同じ時間に寝ていない 児童生徒の割合 ³ (全国学力・学習状況調査)	児童 (小6)	26.7%	21.1%	18.5%	21.1%	19.9%	18.8%	—	—	18.0%
	生徒 (中3)	29.4%	25.1%	18.5%	25.6%	24.6%	20.1%	—	—	19.0%
普段、同じ時間に起きない 児童生徒の割合 ⁴ (全国学力・学習状況調査)	児童(小6)	—	11.9%	12.1%	—	9.1%	9.5%	—	8.0%	8.0%
	生徒(中3)	—	8.9%	11.2%	—	9.6%	7.2%	—	7.0%	7.0%
20代妊婦女性のやせの者の 割合の減少 (妊婦届時 R2)	妊婦 (20代)	20.8%	18.8%	16.7%	29.0%	22.3%	20.7%	20.8% 未滿	18.8% 未滿	18.8%未滿
小・中学生の肥満・瘦身の割合の 減少 (町児童生徒健康診断 R2)	肥満	4.5%	4.6%	5.4%	—	—	4.7%	2.5%	2.5%	2.5%
	瘦身	1.6%	1.2%	2.9%	—	—	2.9%	1%	0.8%	0.8%
肥満の割合の減少 (町健康診査・国保特定健診問診票 R2)	20～60代 男性	33.9%	35.5%	43.0%	31.2%	31.6%	35.1%	33.9% 未滿	33.9% 未滿	33.9% 未滿
	40～60代 女性	22.2%	20.5%	19.5%	22.2%	20.5%	22.5%	22.2% 未滿	20.5% 未滿	20.5% 未滿
低栄養傾向の高齢者の割合の 増加の抑制 (町健康診査・国保特定健診問診票 R2)	高齢者	14.9%	15.3%	12.9%	17.4%	16.7%	16.8%	14.9% 未滿	14.9% 未滿	12.9% 未滿
学校給食における地場食材利用率 ⁵ (金額ベース)		8.4%	10.6%	12.6%	—	—	—	15.0%	15.0%	15.0%

² 設問「朝食を毎日食べていますか」を「④全くしていない」を回答

³ 設問「毎日同じくらいの時刻に寝ていますか」を「③あまりしていない、④全くしていない」を回答

⁴ 設問「毎日同じくらいの時刻に起きていますか」を「③あまりしていない、④全くしていない」を回答

⁵ 東神楽産食材使用額/賄材料費決算額を百分率で表記

第4章 ライフステージに応じた食育の推進

前章で述べた「本町で目指す食育」及び「目標を実現するための基本方針」に基づく具体的な取組について、年代ごとに示す。

「ライフステージごとの食育」

一人ひとりの食に対する考え方や食習慣は長い年月をかけて形成されることから、町民が心身の健康を確保し、生涯にわたって健康で豊かな暮らしを実現するため、ライフステージごとの特徴にあわせて、食育を推進できる取り組みを示します。

○妊娠期

この時期は、妊産婦の健康の保持や増進はもとより、胎児の発育発達にとっても非常に重要な時期といえます。さらには出産後の子どもの食生活を健全なものにするためにも、個人や家庭環境に応じた必要な情報の提供を行い、心と身体がともに健康であり、食への理解や実践へとつながるように努めます。

○乳幼児期

この時期は、身体機能が発達し、食習慣の定着や食生活のリズムの基礎が身につく、味覚の形成にとって大事な時期です。また、食への関心を持つ、食事を味わって食べる、楽しく食べると感じる事が大切なので、家庭が中心となり保育園・幼稚園との連携を推進します。

○小学校期

この時期は、心身ともに成長し、食習慣の基礎が完成する時期でもあります。正しい食習慣や生活リズム等、自らの健康についても気づけることが望まれます。また、核家族化や共働きの増加、コロナ渦等の要因により、朝食の欠食や家族団らんなど「共食」の機会が減ってきています。

このため、食事が楽しいと思える機会づくりのほか、食品ロス削減のための行動について考える機会となる給食や各種の体験を通じての習熟に努めます。

なお、「共食」については、コロナの感染拡大の状況を踏まえて、人数や配置、会話のあり方等を工夫していかなければなりません。

また、学校給食においては、これまで以上に多くの地元食材を提供できるような取り組みを進めます。

○中学校・高校期

この時期は、部活動等で食事時間が不規則になりやすく、生活のリズムが乱れがちになります。こうしたことから欠食や孤食²は増えてきます。

また、友人やマスメディアなどの影響を受けやすくなり、誤った認識による行動も考えられます。

このため、学校と家庭が連携して、食品ロスや地産地消の価値などについて自分自身で正しい情報や知識を選択できる力が身につくような支援に努めます。

○青年期

この時期は、就職、結婚、妊娠、出産、育児等、社会的に生活が大きく変化を続ける時期です。

この時期の食生活が乱れがちになると、壮年期以降の健康状態にも影響してくることが考えられます。

そのため、より良い生活習慣と健康な身体を維持するための自己管理ができる支援に取り組みます。

生涯にわたって健全な心身を培うために、塩分や野菜等の摂取量など栄養バランスに配慮した食生活の実践を促すよう取り組みます。

○壮年期

この時期は、職場、家庭、地域において中心的な役割を果たすことが多くなり、多用により、ストレスがたまりやすく、健康管理がおろそかになる傾向があります。

このことから、生活習慣病を重症化させないという意識が必要です。そのため、健診等による健康状態の把握や生活習慣の正しい知識の理解を踏まえた、自主的な健康づくりを担える支援に努めます。

また、伝統食材を始めたとした地域の食材を生かした郷土料理、地域や家庭で受け継がれてきた料理、味を地域や次世代に伝えるよう取り組みます。

² 孤食(こしょく)とは、家族で暮らしているながら、それぞれ違う時間に一人ひとりが食事をとること。

※ほかの「こしょく」の説明

「固食」とは、同じものばかり食べること。

「小食」とは、食事の量が少ないこと。

「粉食」とは、パンや麺など粉から作るものばかり食べること。

「濃食」とは、加工食品や味付けの濃いものを食べること。

「子食」とは、子どもだけで食事をする事。

○高齢期

この時期は、自分自身のことや家族のことなどの節目を迎え、社会的、精神的に大きな変化が生じる時期といえます。また、身体面の変化もみられ、より一層の自分の状態にあった生活の質を確保することが必要となってきます。また、豊かな人生経験と、これまでに得た知識などを、地域社会で活かすことや、次世代に伝えることへの取り組みへの支援を進めます。

また、高齢者の一人暮らしも増えてきていることやコロナ渦を踏まえた「新しい生活様式」に対応しつつ、高齢者大学、老人クラブ、サークル活動、公民館活動などでの「共食」の機会の充実にも取り組みます。

ライフステージに応じた食育の取り組み

	現 状	課 題	主要施策 と 実施主体	見込まれる成果
妊娠期	・必要栄養量に関する知識が不足しがち	・必要栄養量が摂取することが難しい	・妊婦訪問を行う(栄養士等) ・健康相談の利用を促す(随時、母子手帳交付等)	・妊娠に必要な食事量を知ることにより胎児の成長、母の体を支えることができる ・妊娠をきっかけに食の大切さに気づくことにより、食生活改善につながる
乳幼児期 0～5歳	・野菜を食べない子が多い ・行儀よくしていることが難しい ・しっかり噛んで食べない子が多い	・食習慣や成長に合わせた食形態をどう整えるか考える必要がある ・「おやつ＝補食」の考え方が定着しにくい ・食材に関する知識・経験不足がある ・乳幼児期の栄養や身体の中での出来事に対する知識不足がある	・成長に合わせた食を、栄養士等が乳幼児健診・健康相談の場面で保護者へ伝える ・保育園・幼稚園の食育計画等に基づき進める(栽培やクッキング体験など) ・味覚の発達を促す取組を行う ・家族団らん、共食 ⁵ の機会を増やす ・一緒に食べる機会を大切にす	・乳幼児期に必要な食を知るにより、健やかな成長が遂げられる ・簡単な食事のマナーを身につけることができる(いただきます、ごちそうさまでしたなど) ・食卓を囲む楽しさが実感できる
小学校期 6～11歳	・孤食・子食がみられる ・朝食の欠食がみられる ・肥満が多い	・食事のマナーが身につくづらい ・嗜好品(ジュース・清涼飲料水・スナック菓子等)を摂りすぎてしまう ・成長期に必要な栄養や身体の中での出来事に対する知識不足がある ・食料生産の大変さを学ぶ機会が減っている	・食や身体について学ぶ機会をつくる ・学童健診を受け、自分自身の身体と食のつながりを知る ・小学校の食育計画等に基づき進める ・食育の推進を図る ・学校給食で地場食材の利用を拡大する ・田んぼの学校、もちつき集会、全校給食指導等の実施	・家族や友だちなどと食べる楽しさを実感できる(マナー、人間関係形成能力) ・成長期の身体を作る食の大切さを知り、行動することができる ・食べ物を大切にし、生産者などへ感謝することができる ・食文化などを尊重する心をもつことができる ・農業体験を通じて、食の大切さを学び残食ゼロを目指す
中学・高校期 12～17歳	・孤食・子食の増加がある ・朝食の欠食、簡素化がみられる ・不規則な生活がみられる ・無理なダイエットがみられる	・栄養不足による貧血などが多い ・規則正しい時間で食事をすることが難しい ・嗜好品(ジュース・清涼飲料水・スナック菓子等)を摂りすぎてしまう ・思春期に必要な栄養や体内での出来事に対する知識不足がある	・必要な栄養知識を身につける(バランスの良い食事など) ・学童健診を受け、自分自身の身体と食のつながりを知る ・中学校の食育計画等に基づき進める ・母体づくりについて学ぶ機会をつくる ・食育の推進を図る ・学校給食で地場食材の利用を拡大する	・自分の食べるものを正しく選択することができる ・母体づくりに関する知識を身につけることができる ・家族や仲間食べる楽しさを実感できる ・食べ物を大切にし、生産者などへ感謝することができる ・食文化などを尊重する心をもつことができる
青年期 18～39歳	・マスメディアやSNS ³ などの影響を受けやすい ・適切な摂取基準量に関する知識が不足しがち ・外食、中食 ⁴ の増加がみられる	・食に対する正しい知識を身につけづらい ・偏食、外食等の増加が適切な栄養摂取を妨げている ・嗜好品(ジュース、アルコール等)を摂りすぎてしまう	・母体づくりについて学ぶ機会をつくる ・必要な栄養知識を身につける ・生活習慣病を学ぶ機会として健診を受ける	・食生活の見直しができる ・家族や仲間食べる楽しさを実感できる
壮年期 40～64歳	・マスメディアや SNS などの影響を受けやすい ・多忙による偏食傾向がみられる	・食に対する正しい知識が少ない ・偏食、外食等の増加が適切な栄養摂取を妨げている ・嗜好品(ジュース、アルコール等)を摂りすぎてしまう	・生活習慣病予防のため健診を受ける ・学ぶ機会として健康相談を受ける	・健康維持が図られる ・食生活の見直しができる ・家族や仲間食べる楽しさを実感できる
高齢期 65歳～	・マスメディアや SNS などの影響を受けやすい ・余暇活動が多くなり、外食する機会が増える ・中食、個食の増加傾向にある	・食に対する正しい知識が少ない ・偏食、外食等の増加が適切な栄養摂取を妨げている ・中食が多い	・生活習慣病を学ぶ機会として健診、健康相談を受ける ・地域活動などの参加機会を増やす	・自分のための食事を作ることができる ・健康維持が図られる ・食べる楽しさを実感できる
全期共通	・野菜不足の傾向がみられる ・偏食傾向がみられる	・バランス良く栄養を摂取することが難しい ・嗜好品を摂りすぎている ・食に関する知識や地産地消の情報が不足している	・正しい食の知識を身につける ・青空市など地場野菜などを食べる機会を増やす ・食育講座を開催する ・食育に関わるネットワークを形成し、協働で食育に取り組む ・食育への保護者参画の啓発を行う ・食育ボランティアの支援	・生活習慣病の予防になる ・地域の交流機会の増加や活性化が図られる ・食べもの(生きもの)の命をいただくありがたさを実感できる ・地域全体での食育推進が図られる

³ SNS(エスエヌエス)とは、人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型の web サイトのこと。

⁴ 中食(なかしょく)とは、外食と家庭での料理の中間で、惣菜や弁当などを買って家庭で食べること。

⁵ 共食(きょうしょく)とは、家族が食卓を囲んで、一緒に食事をとりながらコミュニケーションを図ること。

第5章 食育推進のための役割と施策の展開

食育は、農業や酪農等の現場をはじめ、乳幼児期・学童期・大人の食に対する意識、食事マナーや食文化など対象が広範囲であり、家庭や保育園・幼稚園・学校・地域など様々な場面でそれぞれの取り組みを進めてきました。

東神楽町の食育では、それぞれの分野が連携しながら取り組みを進めていきます。

1. 家庭の役割と施策の展開

人が生まれ、育っていく家庭には、多くの教育的機能や役割が期待されています。とりわけ家庭における毎日の食事の支度や家族で囲む食卓の団らんは自然で、あたたかい食育の場であり、食育推進の基本となるものです。

家庭が持っているこの食育機能の重要性を再確認し、さらに充実するために次の取り組みを進めます。



子育て支援センターでの健康相談

(1) 豊かな生活を営む育み

家庭で、子どもに食事の大切さを伝え、よい食習慣を身に付けられる食育講座の受講や、学校・保育園からの給食だよりを通じて献立内容や使用食材を知らせることにより、「食」を大切にするために必要な家庭の役割について共に学んでいきます。

(2) 家庭における食育との連携

家庭の食卓は、家族の団らの場であるとともに、子どもにとって様々な学習の場でもあります。子どもの食への理解を深めながら、望ましい食習慣を身につける事が重要で、子どもの生活習慣の確立や規則正しい生活リズムを浸透させるため「早寝・早起き・朝ごはん」運動を展開し、学校・家庭・地域が一体となった取り組みを進めていきます。

(2) 妊産婦や乳幼児を対象とした知識の習得

妊婦の適切な栄養摂取や健康状態は、胎児の発育・発達に影響を与えるため、妊娠期・授乳期・離乳期などのそれぞれの時期にあった乳幼児健診等において個別相談を活用していきます。

(4)成人を対象とした食生活改善の推進

内臓脂肪型肥満⁶が、糖尿病、高血圧、脳卒中など生活習慣病の発症リスクを高めることが明らかになっています。必要性の高い、健診受診者に対する栄養指導を行うほか、これらの病態を予防するために適度な食事と運動を心がけていけるよう取り組んでいきます。

また、地場産品や旬の食材を活用するほか、野菜を取り入れたバランスの良い食生活のあり方についての自己学習を進めていきます。

2. 保育園や幼稚園の役割と施策の展開

心身の発達・成長の著しい乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期であり、家庭や保育園・幼稚園などにおける様々な食体験を通じて、健康的な食習慣を身につけることが大切であることから、子どもたちの生活の基本となる「食を営む力」を身につけるために必要な食育の推進に取り組みます。

(1)保育園・幼稚園給食を活用した食育の推進

保育園や幼稚園では、子どもの味覚を育て、楽しく食べる力を育むための取り組みが重要です。日々の給食の時のあたたかい雰囲気づくりなどの「食環境」の整備や、地元の食材を取り入れ、ふるさとの食材の理解を深めるなども大切なことです。

また、節分やひなまつりなど日本文化をはじめとする様々な文化にまつわる体験と、体験に関わりのある行事食を通じて、多様な食と文化に対する興味を持つ機会を提供するなど、様々な機会を通じて食育の推進を図ります。



保育園でのカレー作り

(2)食育体験活動

保育園や幼稚園では、野菜の栽培や収穫体験や調理経験を通じて、食に対する興味、関心を持たせるように努めていきます。

⁶内臓脂肪型肥満(ないぞうしぼうがたひまん)とは、おなかの内臓のまわりに脂肪がたまるタイプの肥満。

3. 学校の役割と施策の展開

学童期は、心身の発達・発育とともに、体力・運動能力が急速に高まり個性が確立され、食習慣が形成される大切な時期です。

また、一生のうち最も学びに適した時期でもあり、こうした時期に集団生活を通じて学校と家庭の連携により望ましい食習慣を身につけることが重要です。



小学校での食育の授業

欠食する児童・生徒の主な要因は、生活リズムが夜型になっているために「食欲がない」、「時間がない」などと言われています。そのため、子どもの生活習慣の確立や規則正しい生活リズムを浸透させるため「早寝・早起き・朝ごはん」運動を展開し、学校・家庭・地域が一体となった取り組みを行っていきます。

(1) 体験学習・活動を通じた食育の推進

現在、小中学校において、食への関心と理解を深めるために様々な体験活動が行われています。

地域の基幹産業である農業体験を小学校の活動とする取り組み、中学校の活動においては食関係機関への職場体験を通して、地場産業への理解を深める取り組みを行っています。

また、町の災害時の備蓄品を試食したり、防災体験をする中で「食する」ことの難しさ、備えについて考えさせる取り組みを行います。

(2) 学校給食を活用した食育の推進

学校給食は、食育実践の場として重要な機会です。学校給食を通じ、食に対する知識やマナーを理解するとともに、給食の材料として地元で準備できる食材を積極的に活用し、地産地消を進めていきます。また、食育に関する取り組みを踏まえ、望ましい食習慣の定着化、肥満や痩身傾向の児童の指導を「食育だより」の配布や個に応じた配膳量を調整し、家庭と情報を共有し、連携を密にしながら取り組みます。

東神楽町では、編集した「食育教科書」を活用し、自分の住んでいる地域で生産されている食べ物を身近に感じることで、食の大切さを学び、生産者への感謝の気持ちを育みます。

(3) 栄養教諭や栄養士の配置

栄養教諭は、学校における児童生徒の栄養の指導及び管理を行い、その学校の食育について中心的な役割を果たすことが求められています。

児童生徒に対する継続的かつ効果的な食に関する指導を行うために、栄養教諭の実践的指導を行っていきます。

また、最近は食物アレルギー対策も重要な課題であることから、栄養教諭や栄養士の配置を

継続し、安心・安全に関しても十分な取り組みを進めていきます。

4. 生産者・食関連団体の役割と施策の展開

農業が基幹産業であるという地域特性を十分に踏まえ、生産者と消費者の交流の推進に取り組むことにより、地域を支える産業への消費者の関心を高める食育推進を図ります。

(1) 地産地消の推進

生産者と消費者の信頼関係を構築し、安心・安全な地元食材への理解と関心を高めることで、地産地消を推進します。

また、「社会的課題に対応するための学校給食の活用事業⁷」の中で製作した東神楽町学校給食レシピ本を用いて、学校給食や保育園で地場食材を使用することで、地産地消の積極的な環境づくりに努めます。

現在、学校給食で東神楽町内の地場産品を取り扱う事業所と連携を図りながら積極的に地場食材を活用するための生産、流通を確保するための取組を進めています。さらには、地元の自然や資源を生かして生産された、安心・安全な農産物等の販売・広報などにも努め、食育への関心を高めるよう努めます。



消費者協会主催「愛食まつり」



東神楽町学校給食レシピ本

⁷「社会的課題に対応するための学校給食の活用事業」は文部科学省から指定の補助を受け行う事業で、学校給食の献立や児童生徒に対する食に関する指導等の工夫に加えて、学校給食を提供する仕組みを効果的かつ効能的に運用することを目的としています。具体的には、地場食材を活用しながら、食品ロスの削減のためにできること等を検討しました。

5. 地域の役割と施策の展開

地域は、子どもから高齢者まで、様々な世代の人が生活を営む場であり、ライフステージに応じた食生活や豊かな食文化が見られます。

健康づくりや食への関心を高めるとともに、家庭や保育園・幼稚園・学校などと十分に連携しながら、食育が地域に定着するための取り組みを進めます。

(1) 食育の情報収集と意識啓発

各種の情報を集め、食育の意識の向上や保護者が「食」に参画するように啓発を進めていきます。

(2) 地域における健康づくりの推進

食に関する知識や伝統文化を次世代に伝えるなどの働きかけを行い、学習・交流機会の提供に努めます。

(3) 地域における食育の推進

健康づくりは「食」からという意識を高め、食育を推進し、豊かで健康な生活が送れるよう、各種講座などの開催や参加や協力を努めます。

また、子どもの生活習慣の確立や規則正しい生活リズムを浸透させるため「早寝・早起き・朝ごはん」運動を展開し、学校・家庭・地域が一体となった取り組みを行っていきます。



地域ボランティアによるもちつき

6. 行政の役割と施策の展開

町では、健康づくりや食への関心を高めるとともに、家庭や保育園・幼稚園・学校などと十分に連携しながら、食育が地域に定着するための取り組みを進めます。

また、町の関係各課が横断的に連携し、関係団体との協力を得ながら、計画を推進する体制を整備します。とりわけ、災害時を意識した食の在り方についての啓発も行っています。



(1) 食育の情報提供

町民への食育を推進するため、各種の情報を広報紙やホームページ等を活用して発信し、食育に関する意識啓発を図ります。

(2) 食を通じた健康づくりの推進

食育に関する事業や多様なアプローチにより各年齢層への魅力ある働きかけを行い、より多くの学習機会の提供に努めるとともに、食育を通じた健康づくりの推進を図ります。また、(株)タニタヘルスリンクと連携して進めている健康食育タウン事業においても、健康と食育に関するセミナーや料理教室などを実施しながら、健康づくりを「食育」の面からも支援し、ひいては健康寿命の延伸や医療費の適正化に努めます。

(3) 地域における食育の推進

各年代層において食育という観点を定着させるため、各種の講座などの開催や協力を通じ食育への普及・啓発を進めます。

① 妊産婦や乳幼児を対象とした推進

適切な栄養摂取は、胎児等の発育や発達、また母の健康状態に影響を与えるため、それぞれの時期にあった啓発を図ります。

また、個別相談等に応じ、食育に関する情報を提供します。

② 児童生徒を対象とした推進

将来的な生活習慣病予防のため、学童健診等を通じて早期に自分の生活習慣やそれに伴う身体の状態を確認する機会を設け、自分自身で健康を考えた生活習慣を身につけられるような取り組みを進めます。

体験する機会の提供を通じて、調理の基本と楽しさを学ぶ機会を進めるとともに、食文化の伝承、作る人への感謝の気持ちを持つことなどへの理解を深め、家庭と連携した食育を進めます。また、食に関する調理の楽しさや作る人への感謝の気持ちを感じられるような取り組みを進めます。

② 成人を対象とした推進

健康診査を入口に、「自分の健康は自分で守る」という観点到に立ち、サポートしていきます。健康相談・教育の中で適切な食事や規則正しい食習慣を身につけ、正しい知識の普及啓発を行いながら、健康の保持増進を図ります。

また、各年代層に応じた情報提供、食育関係団体などと連携・協力が図られる調整を行い、各種事業や様々な機会を活用し、食育を進めます。高齢者や一人暮らしの方が、楽しい食事の機会を得られるような取り組みも進めます。

第6章 進捗管理と評価

1. 進捗管理

本計画に実効性を持たせるために、町民アンケートの活用や町の総合計画、関連する町の各計画での評価などを用いて現状を把握します。

「東神楽町食育推進会議」において、食育推進の方向性や計画の進行状況などについて、総合的な検討・評価を行います。

2. 評価

本計画の評価は、「東神楽町食育推進会議」などが主体となって行います。

食育の取り組みの成果は、すぐに現れるものではなく、ある程度の期間を見据えて多面的な評価を行い、新たな内容を検討していくことが肝要です。

本計画の実現のためには、町民が主体となっている関係者とともに協力しながら取り組むことが重要となります。

個別的な活動が広がりを見せ特徴的な活動に発展した時には、活動事例を収集・整理して多角的な分析や評価を行います。



■ 計画策定の構成員

1. 東神楽町食育推進会議委員【平成25年度】

役職	氏名	所属	ワーキンググループ 構成員
会長	島田 謹介	東神楽町農業委員会委員	
副会長	安達 友佳子	公募委員	
委員	豊島 琴恵	旭川大学短期大学部教授	○
委員	松田 しのぶ	ジュニア野菜ソムリエ	○
委員	矢野 里美	東聖小学校PTA副会長	○
委員	佐々木 真弓	東神楽消費者協会事務局長	○
委員	安藤 さなえ	東神楽小学校栄養教諭	○
委員	高橋 あゆ美	東聖花の森保育園栄養士	○
委員	大塚 勝子	東神楽町農業協同組合女性部長	
委員	野口 美子	東神楽町内商工関係者	
委員	熊谷 隆一	東神楽町聖台手打ちそば研究会会長	
委員	吉田 博道	忠栄地区公民館長	
委員	藤木 友善	東神楽町校長会会長	
委員	岡久 千悦子	東神楽中学校養護教諭	
委員	淵上 良子	公募委員	

2. 東神楽町食育推進会議事務局【平成25年度】

役職	氏名	所属	ワーキンググループ 構成員
	佐藤 真弘	教育委員会管理課長	○
	成田 真己	教育委員会管理課長補佐	○
	藪 翔太	教育委員会管理課主事	○
	小野寺 吏早	教育委員会管理課臨時管理栄養士	○
	早川 智恵子	教育委員会社会教育課主任	○
	川口 由紀子	健康ふくし課長補佐	○
	松尾 友香	健康ふくし課主任栄養士	○
	渡邊 里美	こども未来課主任保育士	○
	橋本 達也	産業振興課主査	○
	小畑 大輔	まちづくり推進課長補佐	○

■ 計画策定にかかわる検討過程

1. 東神楽町食育推進会議

日時	内容
平成25年 7月31日	東神楽町食育推進計画策定について 食育にかかわる講演会
平成25年12月 4日	東神楽町食育推進計画(素案)について
平成26年 3月25日	東神楽町食育推進計画(原案)について
平成29年 3月 1日	東神楽町食育推進計画(改訂版)について

2. ワーキンググループ会議

日時	内容
平成25年 8月21日	東神楽町食育推進計画策定について
平成25年 9月 5日	東神楽町食育推進計画策定について
平成25年 9月26日	東神楽町食育推進計画策定について
平成25年10月11日	東神楽町食育推進計画(素案)について
平成25年12月 2日	東神楽町食育推進計画(素案)について
平成26年 1月16日	東神楽町食育推進計画(素案)について
平成26年 3月13日	東神楽町食育推進計画(原案)について

3. 事務局会議

日時	内容
平成25年 8月 8日	東神楽町食育推進計画策定について
平成25年12月30日	東神楽町食育推進計画策定について

4. パブリックコメント

平成26年1月20日(月)から平成26年2月19日(水)まで町ホームページにおいて実施

■ 計画見直しの構成員

1. 東神楽町食育推進会議委員

氏名	所属
島田 謹介	東神楽町農業委員会
松田 しのぶ	野菜ソムリエ
豊島 琴恵	旭川大学短期大学部副学長(教授)
中村 双葉	東神楽小学校栄養教諭
野宮 勉	東神楽町校長会会長
岸本 希	東神楽中学校養護教諭

2. 東神楽町食育推進会議事務局

氏名	所属
生駒 真樹	教育委員会教育推進課長
板谷 謙太	教育委員会教育推進課長補佐
後藤 綾夏	教育委員会教育推進課主事
中川 富美子	健康ふくし課長補佐
松尾 友香	健康ふくし課主査
須見 優子	産業振興課主査

■ 計画見直しにかかわる検討過程

1. 東神楽町食育推進会議

日時	内容
令和4年 3月 29日	東神楽町食育推進計画(改定版)について